

「第2期子ども・子育て未来プラン」の策定に伴い、以下の2点について変更します。

●変更点 1

施策の展開における構成の変更

【現行】
基本方針
└基本施策
└現状と課題
└具体的な事業



【第2期】
基本方針
└基本施策
└現状と課題
└**施策の方向性・目標**
└具体的な事業

基本施策を達成するための方向性や
目標を記載する。

●変更点 2

事業の進捗評価方法の変更

【現行】
具体的な事業に掲載した事業ごとに、
担当課にて自己評価を行う。



【第2期】
具体的な事業に掲載した事業ごとに、担当課にて自己評価を行った後、
市内の子ども・子育て支援施策推進委員会にて、基本施策に対する達成度
について評価を行う。

1 子育てを地域で支える意識づくり

(1)教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

- ・待機児童について施設整備や認定こども園移行により減少してきましたが毎年発生しており、今後も共働き家庭の増加などにより保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かに対応していく必要があります。
- ・保護者の就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、保育サービスの一層の充実が必要になっています。
- ・少子化が進行しており、今後の推移を注視する必要があります。

【施策の方向性・目標】

- (1)保護者の生活実態を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行います。
- (2)保育園や幼稚園、認定こども園において、子どもの生涯にわたり生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- (3)保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
1	通常保育事業	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育サービスの充実のため、第三者評価受審の促進	公立園 2園 私立園 2園	継続実施	保育課
2	延長保育事業【地域子ども子育て支援事業①】	保護者の就労などの理由で、通常の保育時間を超えて保育を行います。		施設数 22か所 利用実人数 490人	施設数 23か所 利用実人数 549人	保育課
3	休日保育事業	保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。		実施個所 3か所 利用人数 930人	継続実施	保育課
4	障害児保育事業	身体障害や発達の遅れがある児童の保育については、子ども子育て総合センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。		実施施設数 27園 加配対象児童数 107人	継続して全施設で実施	保育課
5	病児・病後児保育事業【地域子ども子育て支援事業②】	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	・病児保育 ・病後児保育 ・体調不良児対応型	【病児・病後児保育事業】 施設数 3か所 利用延人数 318人	【病児・病後児保育事業】 施設数 3か所 利用延人数 613人 【体調不良児対応型】 施設数 1か所	保育課
6	待機児童解消事業	第2期保育園整備計画に基づく施策を推進し、待機児童の解消を図ります。		待機児童数 5名	待機児童数 0名	保育課 子育て支援課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭を支援するため、身近な地域でそれぞれのニーズに応じた子育て支援サービスを利用できるよう、地域子育て支援事業を始めとする支援サービスの充実を図っていく必要があります。

【施策の方向性・目標】

全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども子育て支援事業を始めとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
7	利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業③】	子どもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	・子育てコンシェルジュ基本型・特定型・母子保健型の設置	基本型 2カ所 特定型 1カ所 ※令和元年8月現在 ・母子保健型(保健センター):2カ所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合(4か月健診時) 83.6%	相談件数 件以上 ・母子保健型(保健センター):2カ所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合(4か月健診時) 85.1%以上	子育て支援課 健康増進課
8	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)【地域子ども・子育て支援事業④】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	・地域子育て支援拠点事業 ・子育てサロン	地域子育て支援拠点事業 3カ所 大人:8,848人、子ども:10,638人 出張サロン 7カ所 大人:2,465人、子ども:2,882人 保育園等での地域子育て支援拠点事業 6カ所 大人:1,782人 子ども:1,782人	市民への周知を図り、利用していただくことで、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 地域子育て支援拠点事業(なかよしひろば、委託2カ所) 大人:8,905人、子ども:10,855人 その他 出張サロン7カ所 大人:3,010人、子ども:3,291人 保育園等での地域子育て支援拠点事業6カ所 大人:1,518人 子ども:1,765人	保育課 子ども・子育て総合センター
9	ファミリー・サポート・センター事業【地域子ども・子育て支援事業⑤】	利用会員が、子どもを家庭で保育できない場合に、ファミリーサポートセンターが仲介して、子育てのサポートができる人(サポート会員)を紹介します。また事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	・ファミリーサポートセンター事業 ・ファミリーサポートセンター会員養成講座	・ファミリーサポートセンター事業 利用延べ人数 ・未就学児 1,012人 ・就学児 854人 ・ファミリーサポートセンター会員養成講座(H30は子育てサポーター養成講座1回を含む) ・開催数 2回 ・サポート会員登録 13人	・ファミリーサポートセンター事業 利用延べ人数 ・未就学児 1,294人 ・就学児 792人 ・ファミリーサポートセンター会員養成講座 ・開催数 2回 ・サポート会員登録 30人	保育課
10	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業⑥】	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	・放課後児童クラブの運営(公設クラブ)、支援(民設クラブ) ・放課後児童クラブの整備(公設クラブ)	・施設数:公設 25クラブ 民設 16クラブ ・利用者数:1,755人	・施設数:公設 34クラブ 民設 22クラブ ・利用者数見込み:2,386人	保育課

11	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業⑦】	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。		実施箇所数:3か所 利用延べ人数:142人	保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ人数:165人	子ども・子育て総合センター
12	一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業⑧】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に保育園、認定こども園、幼稚園その他の場所で一時的に預かります。	・幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育 ・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育	実施箇所 9か所 利用延人数 33,233人 実施箇所 12か所 利用延人数 3,472人	実施箇所 9か所 利用延人数 17,076人 実施箇所 13か所 利用延人数 3,265人	保育課
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業⑨】	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	左記に加えて、新制度未移行幼稚園において、低所得者等の子どもの食材費(副食費)に要する費用を助成	0件	継続実施	保育課
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【地域子ども・子育て支援事業⑩】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	・小規模保育事業所等への巡回支援(連携保育士の配置) ・社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助	①連携施設である公立保育園の園長が小規模保育事業所等へ巡回支援を行った。(7か所) ②対象児なし	①継続実施 ②継続実施	保育課
15	幼稚園・認定こども園の特別保育事業	幼稚園や認定こども園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)を行います。	・わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)の実施	市内幼稚園、認定こども園で継続実施(9か所)	継続実施	保育課
16	子育て応援券事業	各家庭の子育て環境に見合った様々な子育てサービスの提供を促進することにより、就学前の子を持つ子育て家庭の不安や子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭や地域の子育て力を高めるため子育て応援券を配布します。	・0歳の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給	応援券アンケートでの満足度 43.3%(アンケート毎年実施。満足とやや満足を合わせた数字)	応援券満足度 50%以上	子育て支援課

(3)子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

子育てに関する業務を所管する部署が複数あるため、施策や内容が市民に伝わりにくく、支援のネットワークも広がりにくい状況となっています。

【施策の方向性・目標】

子育て世帯に対し、分かりやすい情報発信の方法を検討します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
17	子育てサロンマップの配布	子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口等で子育てサロンマップを配布します。		配布枚数:3,500枚	市民への周知を図り、利用へつなげる。配布枚数:3,500枚	子ども・子育て総合センター

(4) 子どもの健全育成

【現状と課題】

- ・就労形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことが出来るための取組の充実が求められています。
- ・放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部など、総合的な放課後児童対策の推進に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- (1)放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的な放課後児童対策の推進を図ります。
- (2)放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
18	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業⑥】	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。		再掲	再掲	保育課
19	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。		本部の設立…3地区	本部の設立…10地区(全中学校区)	生涯学習課
20	那須塩原市青少年育成市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの実施 	推進に努める	生涯学習課

(5) 保育における人材養成

【現状と課題】

急激な教育・保育ニーズの高まりから保育士の不足が生じており、それによる保育の質の低下が懸念されています。

【施策の方向性】

(1) 保育士などの人材確保

質の高い人材を安定的に確保するため、保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークとも連携し潜在保育士などの就職を支援します。また保育士を要請する大学などの機関で学生への就職支援相談会を実施します。

(2) 教育・保育の質の向上

教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
21	保育士確保事業	保育士資格を有するが就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)の保育職場への復帰を支援する研修(座学研修・保育実習・就職支援)を実施します。	・保育士就職支援講座の実施	保育士就職支援講座	継続実施	保育課
22	保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある大学や短期大学で、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。		作新学院大学短期大学部と連携し、就職説明会を開催(令和元年7月)	県内大学や短期大学と連携し、就職説明会を実施する。	保育課
23	保育の質の向上のための研修事業	保育園等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。		保育園職員等研修会 救命講習会	継続実施	保育課
24	子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリーサポートセンター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と協働で実施します。		平成30年度 41名受講 平成27年度から受講総数 175名 ※延べ人数	県と協働し毎年の開催について周知を行い、毎年30名程度受講を目指す。	子育て支援課

2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 子どもの虐待防止と救済

【現状と課題】

- ・子どもに関する相談は数多く寄せられており、特に児童虐待に対する相談件数は近年の報道等による認知の増加により、年々増加しています。また個々の相談の内容も複雑化、深刻化しているものも多く、長期の支援が必要となる傾向にあります。
- ・予期しない妊娠が児童虐待のリスク要因の一つになっており、その対策が求められています。

【施策の方向性・目標】

子ども家庭総合支援拠点の設置を予定。子ども・子育て総合センターを中心に以下の通り取り組み、虐待防止を推進します。

(1) 専門職雇用等による相談体制の強化

子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し適切な支援を行っていくため、子ども子育て総合センターを早期に「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、相談体制など総合的な充実強化を図ります。また、様々な相談に対応するため児童福祉司や児童心理司など専門職の配置等を検討します。

(2) 虐待発生の予防、早期発見、早期対応

虐待の早期発見が可能な、保健センターや医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園などと相互理解を深め、これまで以上に連携しながら予防や早期発見、早期対応に努めます。

(3) 児童相談所や警察等、関係機関との連携強化

福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議を行い、お互いに連携しながらきめ細かな支援を行います。また地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り支援するためのネットワークの構築に努めます。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
25	児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、スーパーバイザーを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども家庭総合支援事業	家庭相談員6人 虐待終結割合 38%(軽度な虐待通告が多かったため。参考H29:26%)	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。 虐待終結割合 35%	子ども・子育て総合センター
26	子どもを守る地域ネットワーク強化事業(要保護児童対策地域協議会)	児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	要保護児童対策地域協議会	・代表者会議 1回 ・実務者会議12回(毎月1回) ・個別ケース検討会議 随時 ・実務者研修 1回 ・ケースとしてあがった件数 304件 ・個別ケース検討会議105件 ・市内の小中学生にSOS相談カードを、関係機関に虐待防止啓発ポスターを配布	関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応を行う。	子ども・子育て総合センター

27	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。		子育てを楽しくないと思う時がある親の割合(4か月児健診) 5.3% 家庭相談員6人 訪問実家庭数 150件 訪問延べ件数 654件 養護終結割合 31%(長期間支援不要と思われる家庭をケースにあげたままとなっていたため。H29:29%)	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合(4か月児健診) 5.0%以下 家庭相談員7人。養育支援が必要な家庭に適切な養育指導、助言等を実施し、対象家庭の自立を促す。 訪問実家庭数 180件 訪問延べ件数 700件 養護終結割合 30%	子ども・子育て総合センター 健康増進課
28	妊産婦・乳幼児訪問指導の充実【地域子ども・子育て支援事業⑬】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から訪問相談による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 94.9%	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95.0%以上	健康増進課
29	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	4か月児健康診査 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科検診 3歳児健康診査	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 94.9%	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95.0%以上	健康増進課

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

- ・子育て・生計などを一人で担うため、より一層子育ての心理的負担が大きく、社会的に孤立しがちとなっており、積極的な情報提供による周知や相談体制の充実が求められています。
- ・就労している家庭は多いものの、雇用形態はパートや派遣社員で収入が低い家庭が多く、貧困に陥りがちであるため、経済的支援も求められています。またよりよい就業に繋げるための技能・資格取得の支援や学び直しの支援も重要となっています。
- ・面会交流や養育費に対する認知が足りないことにより、取り決めを行っている家庭はまだまだ少ない現状にあります。また、取り決めを行っていても、約束通りに養育費を受け取れないケースが後を絶ちません。

【施策の方向性】

ひとり親家庭が抱える様々な問題について、母子・父子自立支援員などによる面談・相談を行い、きめ細かな対応をするとともに、経済的問題を抱える家庭も多いことから、貧困に陥らないよう教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について関係機関と連携して取り組みます。

(1) ひとり親に対する相談体制の充実

子ども・子育て総合センターにおける相談体制の充実を図るとともに、ハローワークや社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化します。

(2) ひとり親への生活支援

生活を安定させるために就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(3) ひとり親への経済的支援

経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや医療費の助成を行い、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。

(4) 子どもの面会交流・養育費の周知

子どもの利益を最優先する観点から、養育費の確保や面会交流の必要性についての啓発を図ります。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
30	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し相談業務を行っています。相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。		母子・父子自立支援員兼婦人相談員数 3人	相談員を継続配置したうえで、関係機関との連携強化を図る。	子ども・子育て総合センター
31	ひとり親支援ガイドブックの発行	ひとり親の各種支援制度を分かりやすくまとめたガイドブックを発行します。		ガイドブックの発行部数800部	ガイドブックの発行部数980部	子ども・子育て総合センター
32	母子父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し支援に役立てます。		母子父子自立支援プログラム就労支援策定数 22名	母子父子自立支援プログラム就労支援策定数 5年間で100名	子ども・子育て総合センター
33	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の自立に繋がる資格や技能を身に付けるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 8名	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用者数 5年間で20名	子ども・子育て総合センター
34	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立に繋がる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業利用終了者数 4名	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業利用終了者数 5年間で10名	子ども・子育て総合センター
35	児童手当	安定した子育てのため、18歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。		対象者:9,274人 1,955,005,000円助成	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課

36	児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。		対象者:1,239人 561,949,100円助成	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
37	ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。		対象者:3,484人 49,731,360円助成	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
38	面会交流・養育費に関する周知事業	・面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 ・面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図ります。		面会交流・養育費を周知するパンフレットを離婚届で配布時や離婚相談時に配布し、HP等で広報を行う。	あらゆる機会を捉えて、広報周知を行うとともに、あらゆる媒体を通じて周知を図る。	子ども・子育て総合センター
39	住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	・ひとり親家庭への母子・父子・寡婦福祉資金貸付金による住宅資金(住居の建築等の建築に必要な資金)や転宅資金(住居の転居に必要な資金)の貸し付け ・生活困窮者への住宅支援給付金の給付	・住宅資金貸付決定者数 1人 ・転宅資金貸付決定者数 0人	ひとり親への住宅支援について広報周知を継続して行う。	子ども・子育て総合センター 社会福祉課
40	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	・母子・父子・寡婦福祉資金(栃木県) ・市社会福祉協議会生活福祉資金(市社会福祉協議会) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金	母子父子寡婦福祉資金貸付事業利用件数 32件	母子父子寡婦福祉資金貸付事業について広報周知を継続して実施する。	子ども・子育て総合センター 社会福祉協議会
41	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	保育園や認定こども園などの教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。		生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり(市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料。)	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり(市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料。)	保育課
42	放課後児童クラブ事業利用料減免(検討中)	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。		実施なし		保育課

(3) 支援児施策の充実

【現状と課題】

- ・発達に係る相談件数は増加しており、また身体障害者手帳や療育手帳・精神障害者福祉手帳を所持する児童も毎年一定数申請があり、今後も支援が求められています。
- ・これらの子どもや家族が地域で生活を営んでいくうえで、支援を必要とした時にはライフステージに沿った、切れ目のない支援の継続が重要であり、福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要とされています。
- ・また、発達障害や医療的ケアの必要な障害など、子どもの発達の状態に応じて必要とされる支援は多岐にわたります。個々に応じた適切な支援を提供するためには、保健・福祉・保育・教育・医療・就労などの関係機関が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。
- ・加えて、今後の社会生活を送るうえでの様々な困難を軽減させるためには早期の発見、早期の支援が重要になってくるため、そのための体制の充実が必要となります。
- ・様々な障害や発達上の特性は、家族を含め周囲からの理解が得られないことが多く、二次障害に繋がるなど、社会生活において様々な困難が生じる恐れがあることから、これらの障害に対する周知啓発も必要です。

【施策の方向性・目標】

(1) 早期の対応への仕組みづくり

医療機関や乳幼児健康診査などの受診時、教育・保育施設や児童クラブへの巡回などの機会を通じ、子ども子育て総合センターや健康増進課、保育課、教育委員会などの関係機関が連携し、保護者が“発達上の偏りなどの課題に気づいた”段階から、家族も含めた支援に取り組み、早期発見に努めます。

(2) 意識づくりと適切な関わり

様々な障害への理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。

また、発達に支援が必要な子どもとその家族に対し、発達支援システムを活用し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、一人ひとりの特性に応じた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し環境を整え、さらに適切な支援を切れ目なくつないでいくことにより、子どもの社会参加や自立が可能となることを目指します。

(3) 関係機関の連携・支援

専門家や事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(4) 地域で支え合う支援基盤の充実

障害の重度・重複化や発達障害の診断増加に対応するため、障害の種別にかかわらず身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、医療機関を始め、教育・保育施設や放課後児童クラブ、障害児の通園施設などでの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。

(5) 医療的ケア児の支援充実の検討

医療的ケア児の教育・保育施設や障害児通園施設での受け入れ態勢について検討します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
43	支援体制の構築	発達支援体制の充実を図るため、関係各課や関係団体との協議を行います。	発達支援体制協議会 地域自立支援協議会 実務者会議 庁内関係課会議	各種会議の開催	各種会議の開催及び様々な関係団体との連携を図る。	子ども・子育て総合センター 社会福祉課
44	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	4か月児健康診査 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科検診 3歳児健康診査	再掲	再掲	健康増進課
45	乳幼児健康相談	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	5歳児発達相談 育児相談 運動発達相談 精神発達相談	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児健診) 88.6%	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児健診) 90.0%以上	健康増進課
46	年長児巡回相談	市内の教育・保育施設の年長児クラスを訪問し、発達について相談や支援を行います。		市内30園で実施。	市内全園で実施。	子ども・子育て総合センター

47	就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。		就学時健康診断受診者数 985人	就学予定者全員の受診	学校教育課
48	発達支援システム	発達支援児の切れ目のない支援のため、関係各課での情報共有のため発達支援システムでの支援を実施します。		発達支援システム利用者168名(第1期計画において設定)	発達支援について相談を受けた件数270件(第2期計画R1から実計にて設定)	子ども・子育て総合センター
49	多職種協働による相談支援事業	心理職や保健師、保育士、教員等で構成する多職種協働チームによる相談支援により、園や学校の支援の充実を図ります。		第2期計画(R1)からの事業のため、実績なし	多職種協働チームへの要請回数 40回	子ども・子育て総合センター
50	放課後児童クラブ巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスを行います。		・巡回クラブ数 5クラブ ・実施対象児童数 16人	・巡回クラブ数 10クラブ ・実施対象児童数 30人	保育課
51	教育・保育施設における障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。		実施施設数 27園 加配対象児童数 107人	継続して全施設で実施	保育課
52	児童クラブにおける障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童に対し、保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。		受入れ施設 39クラブ 加配対象児童数 89人	市内全クラブ(公設・民設クラブ)で受入れ実施	保育課
53	障害福祉サービス(障害児)	障害のある子どもや家族の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所等の支援を行います。	居宅介護、短期入所	支給決定件数 33件	支給決定件数33件(現状維持)	社会福祉課
54	医療的ケア児短期入所受入促進事業	短期入所事業所の医療的ケア児の受入れに要する経費の一部を助成します。		※平成31年度創設	助成件数 6件	社会福祉課
55	障害児通所支援	発育・発達に支援を必要とする子どもを対象に、日常生活における動作指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	支給決定数 333件	支給決定数 413件	社会福祉課
56	重度心身障害者医療費助成	心身障害者手帳や療育手帳を持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。	重度心身障害者医療費助成	対象者:1910人(うち児童98人) 138,033,540円助成	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
57	特別児童扶養手当等	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母等または児童に手当の支給を行います。	特別児童扶養手当 障害児福祉手当 重度心身障害者福祉手当	支給人数 360人	支給人数 360人(現状維持)	社会福祉課
58	補装具の給付(者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの補装具を給付します。		給付件数 48件	給付件数 60件	社会福祉課

59	軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	軽度又は中等度の難聴の子どもの補聴器の購入費用の一部を助成します。		給付件数 4件	給付件数 7件	社会福祉課
60	日常生活用具の給付(者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。		給付件数 340件	給付件数 340件(現状維持)	社会福祉課
61	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患に罹患している子どもの日常生活に必要な用具を給付します。		給付件数 1件	給付件数 4件	社会福祉課

(4) 子どもの居場所づくり

【現状と課題】

子どもを取り巻く様々な問題により家庭や学校以外に自らの「居場所」を持てなくなってしまう子どもが孤立感を深めないよう、「居場所」が確保できない事により身体的にも心理的にもダメージを受けないよう、家庭、行政、地域が連携して子どもの居場所を確保する必要があります。

【施策の方向性・目標】

- (1) 養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、子どもたちの居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行います。
- (2) 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すため支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
62	要支援児童放課後応援事業	養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。		実施箇所数 2か所 利用人数 40人 延べ利用日数 2,305日	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	子ども・子育て総合センター
63	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子ども達を学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。		再掲	再掲	生涯学習課
64	不登校児童・生徒の居場所づくり(サポート)	・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。 ・不登校児童生徒に対し、宿泊体験を始めとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。		不登校出現率 小学校0.68% 中学校4.04%(※不登校出現率が小学校での増加及び中学校での現状維持)	不登校出現率の減少	学校教育課
65	子育て短期支援	・子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。		再掲	再掲	子ども・子育て総合センター

3 母子保健事業の充実

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

【現状と課題】

- ・ニーズ調査では子育てについて「楽しい」と答えた親の割合が一番多いものの、「不安・負担を感じる」や「不安・負担をやや感じる」と答えた親の割合も約16%ほどいます。安心して子どもを産み育てるためには、妊娠・出産期から切れ目のない支援が必要となっており特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援の充実が求められています。
- ・望ましい生活習慣の獲得など健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。

【施策の方向性・目標】

- (1) 母親と子どもの心身の健康を守るため、子育て世代包括支援センターの役割を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- (2) 妊娠・出産期については、産科医療機関などと連携し、必要な妊産婦に対して妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。また、妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や産後うつ予防などのため、医療機関などで行う妊産婦健康診査の費用を助成します。
- (3) 出産後については、産婦健康診査、産後ケア、新生児・産婦訪問指導、すべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業など、育児不安が強い産後早期の支援を行います。
- (4) その後は乳幼児の心身の健やかな成長と障がいや虐待の早期発見などのため、乳幼児健康診査や健康相談を通じ支援が必要な母親を把握し、保健師による保健指導や家庭訪問などを行うとともに、子ども子育て総合センターや医療機関、母子保健推進員、民生委員・主任児童委員などの関係機関と連携し、きめ細かな支援を行います。
- (5) 母親学級や乳幼児健康診査、健康相談など、様々な機会を捉えて、保健師・栄養士・心理相談員・作業療法士・歯科衛生士などの専門職による健康教育・相談等を実施し、適時、適切な情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
66	子育て世代包括支援センター	保健センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。		2か所(母子保健型) 黒磯保健センター 西那須野保健センター	2か所(母子保健型) 黒磯保健センター 西那須野保健センター	健康増進課
67	妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行います。	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・母親学級 ・妊娠後期相談 ・産婦健康診査 ・産後ケア	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合(4か月健診時) 83.5%	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合(4か月健診時) 85.0%以上	健康増進課
68	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。また、生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います。	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 94.9%	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95.0%以上	健康増進課
69	新生児聴覚検査費の助成	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。		未実施(令和元年より実施)	受診率100%	健康増進課
70	先天性股関節脱臼検診の助成	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成します。		受診率93.5%	受診率100%	健康増進課

71	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健康診査 ・10ヵ月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・3歳児良い歯のコンクール 	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 94.9%	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95.0%以上	健康増進課
72	乳幼児健康相談	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児発達相談 ・育児相談 ・運動発達相談 ・精神発達相談 	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児健診) 88.6%	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児健診) 90.0%以上	健康増進課
73	学校における歯科疾患予防推進事業	小学1年生～6年生に各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口 ・歯科指導 	むし歯の無い子どもの割合(中学1年生)63.6%	むし歯の無い子どもの割合(中学1年生)65.0%以上	健康増進課
74	フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。		実施回数 2回	実施回数 2回	健康増進課
75	妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費の保険診療の一部負担の費用について助成します。		対象者:1,456人 31,505,910円助成	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課

(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状と課題】

10代の自殺、性行動の問題、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもりなど、思春期における問題は多様化かつ深刻化してきていますが、思春期は身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、これらの体や心の問題が今後に重大な影響を及ぼすため、思春期から正しい知識の普及啓発を行う必要があります。
さらに成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ多感な時期であり、保護者をはじめ周囲の人たちが思春期の特性を十分注意して子ども達と接することが重要で、学校・家庭・地域の関係機関が一体となって対応していく必要があります。

【施策の方向性・目標】

思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
76	思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にす、相手を大切にできる力をもつため、専門職による思春期教育を行います。	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 (ティーンズブック・相談カード)	中学校10校実施	中学校10校実施	健康増進課

(3)食育の推進

【現状と課題】

- ・朝食欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーへの対応など、子どもの食生活による心と体の健康問題は引き続き問題となっています。またこれらは子どもと食事を共にする親への支援も含めて重要となっています。
- ・食材の地産地消、食文化の継承など地域全体での食育も重要性を帯びてきています。
- ・食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成は子どもの健全育成の重要な一部分であることから、ライフステージを通して、食に関する学習の機会や食に関する体験活動などの情報提供を積極的に進める必要があります。

【施策の方向性・目標】

食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を見に付けられるよう発達段階に応じた学習や情報提供を行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を進めます。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
77	健診等での食に関する情報提供	各種健診や母子保健推進員、食生活改善推進員らの活動の際に、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、健康相談 ・30・35歳節目健診後健康教育 ・母子保健推進員活動 ・食生活改善推進員活動 	肥満傾向(カウプ指数18.0以上)にある3歳児の割合5.0%	肥満傾向(カウプ指数18.0以上)にある3歳児の割合4.0%以下	健康増進課
78	学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃(委託炊飯に係る加工手数料)を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食(おかず)の充実を図る。併せて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進する。		学校給食における市産農産物の使用割合 20.7%	学校給食における市産農産物の使用割合 25.0%	教育総務課
79	学校農園の開設支援	各小・中学校・義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことが出来るよう、学校農園の開設を支援します。		20校実施	全校実施	農務畜産課

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

【現状と課題】

- ・就業構造の変化や家族構成の変化、女性の社会進出により、子育てを行う環境は大きく変化し、子育て家庭の負担感が大きくなっています。ニーズ調査でも「周囲に相談できない」と回答する家庭が見られ、家族機能の弱体化や地域の子育て力の低下による育児不安と孤立化は、虐待などの様々な問題を引き起こす原因となりかねません。
- ・問題の早期発見や重篤化を防ぐためにも、出会いの場や人とつながりやすい社会を作っていく、子育ての負担感を減少させ、また子育てと就労の両立支援のためにも、地域に相談できたり、助け合いが出来る人や場所を提供し、ネットワーク化できるような環境づくりが必要です。

【施策の方向性・目標】

地域で孤立する親をがいた場合に手を差し伸べられるよう、地域を良く知る民生委員・児童委員や母子保健推進員など既にある地域の力を借りつつ、新たな地域の力も活用できるよう、様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てて行ける地域づくりを推進します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
80	母子保健推進員・食生活改善推進員	地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	・乳児家庭全戸訪問事業 ・事故防止啓発活動 ・乳児食育推進活動	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 94.9%	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 95.0%以上	健康増進課
81	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。		民生委員・児童委員 214名(主任児童委員含む) ※214名は定数	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	社会福祉課 子育て支援課
82	家庭教育オピニオンリーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け子育てをサポートします。		家庭教育オピニオンリーダー登録者数:36人	家庭教育オピニオンリーダー登録者数:45人	生涯学習課
83	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。		再掲	再掲	子育て支援課 保育課
84	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子ども達を学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。		再掲	再掲	生涯学習課

(5) 小児医療等の充実

【現状と課題】

小児医療等を利用できる体制の充実は次の世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、また子どもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、県や近隣の市町及び関係機関等と連携し小児医療等の充実・確保に取り組むことが重要となっています。

【施策の方向性・目標】

(1) 小児医療体制の充実

小児医療体制は、安心して子供を産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整理に取り組みます。

(2) 周産期医療

妊産婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図ります。

また、県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでおり低体重出生児の届出の受理、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めます。

(3) 子どもの医療費の助成

子どもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援のため、平成25年度から18歳(高校3年生)までの子どもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。

(4) 予防接種への助成

予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない任意予防接種については、国の定期予防接種の動向を見ながら市単独の予防接種費助成事業を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
85	小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心して子供を産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。	・休日在宅当番医制 ・那須地区夜間急患診療所 ・小児救急医療拠点病院	・休日在宅当番医制 2地区 ・那須地区夜間急患診療所 1か所 ・小児救急医療拠点病院 3か所	小児救急医療に係る夜間休日診療体制の維持	健康増進課
86	妊婦健康診査	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		再掲	再掲	健康増進課
87	産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		再掲	再掲	健康増進課
88	未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援を行います。	未熟児養育医療の給付 未熟児訪問	未熟児を育てる家庭への訪問等による支援の実施率 100%	未熟児を育てる家庭への訪問等による支援の実施率 100%	健康増進課
89	こども医療費助成	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分について助成します。		対象20,286名 321,797,614円助成	平成30年度の制度改正し中学生まで現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	子育て支援課

90	自立支援(育成医療)	障がいをもった子どもの身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対する費用の一部を助成します。		受給者証発行件数22件	受給者証発行件数32件	社会福祉課
91	予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防したり、かかった場合に重症化しにくくするため、また周囲の人の健康を守るため、公費負担による定期予防接種を実施します。	定期予防接種事業	第2期麻しん風しん混合(MR)ワクチン接種率 93.9%	第2期麻しん風しん混合(MR)ワクチン接種率 95%以上	健康増進課
92	任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。	おたふくかぜ予防接種費助成金交付事業	助成する予防接種の種類 1種類	定期予防接種に係る国の動向を注視し内容の見直しを図る	健康増進課
93	骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。	特別の事由による任意予防接種費助成金交付事業	制度周知の方法 ・市のホームページへの掲載	制度周知方法の充実	健康増進課

(6) 不妊治療対策

【現状と課題】

不妊治療は保険診療適用外のものが多く、高額な治療費がかかります。
子どもを望む夫婦が、高額な治療費を理由に不妊治療が受けられないことがないように、現行制度の維持と不妊治療費助成制度の周知を図る必要があります。

【施策の方向性・目標】

不妊治療費助成制度の周知と不妊治療費助成をを引き続き行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
94	不妊治療費助成事業	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。		経済的負担の軽減につながった夫婦の割合	経済的負担の軽減につながった夫婦の割合 80%以上	健康増進課

4 仕事と家庭生活の両立の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の推進

【現状と課題】

育児に参加する男性の割合は増加しており、また出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後更に、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

【施策の方向性・目標】

(1) 企業における両立支援やワークライフバランスへの理解促進

男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、事業所内保育施設の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善し子育てをしやすい職場環境について、国、県等と連動し事業主等への要請を図ります。

(2) 地域における両立支援やワークライフバランスへの意識高揚

仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していきます。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図ります。

(3) 家庭における両立支援やワークライフバランスへの意識啓発

仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。個々の労働者の意識啓発を推進する必要があります。そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための父親参加の促進や、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を進めます。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
95	仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	・各種ポスター等の配布 ・母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供	国・県や関係機関の発行したパンフレット・ポスターを掲示・設置し、来庁者に対し啓発を行った。	仕事と子育ての両立を支援するため、短時間勤務、育児休業制度等の普及・定着や多様な働き方について、周知啓発を継続して行っていく。	商工観光課 健康増進課
96	男女共同参画推進事業者表彰	男女協働参画社会の実現を目指して男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む事業者を表彰します。		優良事業者表彰4社	優良事業者表彰4社	市民協働推進課
97	子育て支援を推進している企業の表彰制度	従業員や地域の子育て支援に積極的に取り組む事業者を表彰します。		未実施	遅くとも令和3年には実施し、毎年表彰していけるよう制度設計を行う。	子育て支援課
98	男女共同参画広報誌「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため広報誌「みいな」を年4回発行します。		男女共同参画広報誌「みいな」年4回発行	男女共同参画広報誌「みいな」年4回発行	市民協働推進課
99	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。		実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの実施	実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの継続的な開催	市民協働推進課
100	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画セミナーを定期的で開催します。		男女共同参画セミナーの実施参加者22名	男女共同参画セミナーの継続実施及び参加者20名以上	市民協働推進課

101	男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的実施し、男女共同に関する様々な施策に反映します。		市内全域20歳以上の男女2,000人を性別・年代別・地区別無作為抽出し郵送。回収率42.9%	計画策定の前年及び中間年に実施。実施時の回収率40%以上	市民協働推進課
102	女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動できるよう、女性リーダーを育成し、また人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。		とちぎウーマン応援塾推薦者1名	・女性リーダー育成のための講座への参加者を広報等で募集 ・人材リストを定期的に更新し市内へ周知を行う。	市民協働推進課
103	父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識の更なる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出張講座で啓発事業を行います。	・出前講座(行政編)内の家庭教育メニューの実施 ・教育講演会の実施 ・母親学級での親学習	・生涯学習出前講座参加者 延べ280人 ・教育講演会参加者 612人 ・母親学級参加者 延べ48人(父親の参加数の増加30人)	・生涯学習出前講座参加者 延べ300人 ・教育講演会参加者 700人 ・母親学級参加者 延べ60人(父親の参加数の増加30人以上)	健康増進課 生涯学習課
104	父子手帳の交付	母子手帳の交付に合わせ父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。	父子手帳の交付	全数交付 821冊	全数交付(転入者含む)	健康増進課

5 教育環境の整備

(1)次代の親となる子どもの育成

【現状と課題】

異なる年代の人や自分と異なる人との交流、普段の生活では体験できない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長に繋がる様々な経験を、多くの子どもが獲得できるような体制の構築が求められています。

【施策の方向性】

様々な体験を通じて子どもが成長できる体制を整え、将来の親となるべき知識と経験を獲得することを推進します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
105	中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。ボランティアサマースクールの一環として、毎年夏休み期間中に実施します。	社会福祉協議会主催のサマーボランティアへの協力	実施依頼なし	公立保育園10園実施	保育課
106	思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にす、相手を大切にできる力をもつため、専門職による思春期教育を行います。	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 (ティーンズブック・相談カード)	再掲	再掲	健康増進課
107	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子ども達を学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。		再掲	再掲	生涯学習課
108	青少年リーダー育成支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業「洋上北海道学習」を実施するとともに子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	・洋上北海道学習の実施 ・子どもフェスタの実施 ・青少年健全育成団体への支援	参加者数1,117名	参加者数1,200名	生涯学習課

(2) 学校教育環境等の整備

【現状と課題】

- ・本市では、「未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり」を基本理念として掲げ、各施策に取り組んできました。
- ・本市の学校教育では、「主体的・協動的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指し、その実現に向け『人づくり教育』を推進しています。
- ・少子化により児童生徒数が減少傾向にあることから、引き継ぎ学校規模の適正化に取り組み、より一層効率的な運営が求められています。
- ・国際化が進展する社会の中で、国際感覚とコミュニケーション力を持った人材を育成するため、現在、本市が積極的に推進している英語教育の充実が求められています。

【施策の方向性】

(1) 確かな学力の向上

子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。また、豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進します。

(2) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行います。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図ります。

(3) 健やかな体の育成

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させます。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。

(4) 小学校・保育園・幼稚園等との連携の充実

幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援します。

現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めます。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
109	なすしおばら学び創造プロジェクトの実施	変化の激しい新しい時代を生き抜くために必要な思考力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指した授業づくりを推進し、教員の授業力向上を図ります。		・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施(小学校5校、中学校2校、義務教育学校1校) ・学習指導主任研修会の開催 ・ステップアップドリルの作成・実施 ・授業力向上委員による模範授業・学び創造プロジェクトへの参加	今後も継続して実施し、教員の授業力向上を図っていきます。	学校教育課
110	ALTの全校常駐配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にALTを配置しています。		全小中学校及び義務教育学校へALT 34名を常駐配置した。(大規模学校には、ALTを2名配置した。)	今後も全校常駐配置を継続し、コミュニケーション力の育成を行っていく。	学校教育課
111	ICTを活用した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力の養成のため、ICTを活用した授業や学習環境を整備します。	・無線LANや高速インターネット等のインフラ整備 ・電子黒板などの授業支援インフラ整備 ・e-ライブラリの整備	推進指定校でのアンケートで、学習意欲についての設問に肯定的な回答90%、学習の分かりやすさについての設問に肯定的な回答90%	今後も、引き続き学習環境を整備していきます。	学校教育課

112	中学校海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市のオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	・ホームステイ受入事業 ・中学生海外派遣研修事業	・5月22日～5月29日の期間において、17人の生徒をEuropagymnasiumAuhof校より受け入れた。 ・10月2日～10月11日の期間において、本市各中学校から33人の生徒を海外派遣研修先であるオーストリア・リンツ市に派遣した。	今後も事業を継続実施し、国際社会に貢献できる人材の育成を続ける。	学校教育課
113	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行います。	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	・社会体験活動(マイチャレンジ)の実施(補助金交付による支援)市内中学校2学年・義務教育学校8学年が実施し、約1000人の生徒が参加した。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
114	ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を全小・中・義務教育学校に派遣し児童生徒向けのミニコンサートを実施します。		文化振興事業の鑑賞者数7,415名	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
115	小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。		文化振興事業の鑑賞者数7,415名	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
116	中学校オペラ鑑賞教室	地元の市民団体「くろいそオペラをつくる会」を中学校と義務教育学校に派遣し、オペラ鑑賞教室を開催します。		文化振興事業の鑑賞者数7,415名	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
117	保育園芸術家派遣事業	豊かな感性の獲得のため、市内の保育園、認定こども園、幼稚園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講和を行います。		・ドラムサークル(16回) ・アートワークショップ(1回)	多様な芸術家の派遣を継続的に実施	保育課
118	小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	市立小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金の交付	学校教育活動として参加した各種大会にかかる交通費、宿泊費等を補助。 H30補助額 小 2,200,427円 補助率59.7% 中 16,354,967円 補助率54.0%	・事業の継続実施。	学校教育課
119	小学校と保育園・幼稚園等との連携の充実	幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援できるよう、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めます。	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会 ・栃木県幼児教育総合センター主催の合同研修への参加	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会の実施 ・発達支援リレーシートの活用	・事業の継続実施	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

- ・近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- ・共働き家庭の増加などにより、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用が増加するに伴い、夕方まで保護者が不在の家庭が年々増加しています。
- ・地域の活動に参画・協力する保護者や、子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- ・次代を担う子どもが希望をもって明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となってすべての子どもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。

【施策の方向性】

- (1)家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるもので、家庭教育の充実は、次代を担う子どもたちの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。
- (2)核家族化や少子化が進む今、子どもが安全に、そして健やかに成長していくためには、親の孤立化を防ぐことも重要であり、親どうしの交流や地域住民とのコミュニティの構築など、様々な人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進めます。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
120	家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座(行政編)内の家庭教育メニューの実施 ・公民館での家庭教育の実施 ・教育講演会の実施 ・母親学級での親学習 ・就学時健康診断の親学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習出前講座参加者 延べ280人 ・教育講演会参加者 612人 ・母親学級参加者 延べ48人 ・就学時検診時親学習参加者 延べ988人 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習出前講座参加者 延べ300人 ・教育講演会参加者 700人 ・母親学級参加者 延べ60人 ・就学時検診時親学習参加者 延べ1000人 	<ul style="list-style-type: none"> 保育課 生涯学習課 健康増進課
121	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子ども達を支えるだけでなく、ちいい気住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。		再掲	再掲	生涯学習課
122	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。		再掲	再掲	子ども・子育て総合センター 保育課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

- ・青少年による非行や犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、SNSの発達によるネットいじめや個人情報の流失など、子ども達がネット犯罪の加害者又は被害者になるといった新たな問題が生じています。
- ・次代を担う青少年が夢と希望を抱き健やかで明るく育つためには、学校、家庭、地域が連携を図り、関係機関が一体となって子どもを取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止活動に取り組んで行く必要があります。

【施策の方向性】

- (1)一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進します。
- (2)SNSでのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、生徒や保護者向けに講演会等を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
123	情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け推進します。		情報教育研修会を実施し、情報モラルに対する意識を高める必要性を教職員に伝達した。	引き続き、教員に対する研修会等を実施していく。	学校教育課
124	環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動の実施や立入調査の実施します。		巡回指導 302回実施	今後も関係団体と連携して、継続的に実施する。	生涯学習課

(5)いじめ防止と救済

【現状と課題】

- ・市では学校での取組や社会の認知度が進んだこともあり、いじめの相談や件数は増加傾向にあります。
- ・いじめ防止対策推進法に基づき、国の基本方針を参酌しながら、小・中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)の児童生徒に関わるいじめ対策を中心に、いじめ防止基本方針を策定しています。また、市こどもの権利条例でもいじめからの救済を定めています。
- ・いじめを包括的かつ多面的に防止するため、関係機関で構成されるいじめ問題対策連携協議会を設置しています。また、いじめが発生した場合は速やかにいじめ問題対策委員会を開催し対応しています。また、いじめ問題再調査委員会も組織しており、対策に万全を期しています。

【施策の方向性】

(1)いじめの防止・早期発見

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・いじめの防止等のために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるように努めます。また最近ではインターネットによるいじめもありますが、学校や家庭の目が行き届かない場合もあるため、県教育委員会や警察等関係機関と連携して実態把握に努め、家庭や子どもへ資料の配付や情報モラル教育を実施したりするなど必要な啓発活動を行います。
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図ります。また、各学校が定期的なアンケートや個人面談等で把握したいじめに関する情報について定期的に聞き取り調査を行い、いじめが発生した場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を各学校へ派遣し、又は配置できるよう必要な措置を講じます。

(2)いじめへの対応

- ・学校からいじめの報告があった場合には、速やかに調査等、事実の把握を行い、いじめを受けた児童生徒へのケア及びいじめを行った児童生徒への指導等も実施します。それらの実施に当たり、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒へのフォローはもちろんの事、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置も講じます。
- ・学校が行ういじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、場合によっては通報することが必要なものも含まれることもあるため、早期に警察と連携した対応を取れるよう体制を構築します。

(3)学校評価、学校運営改善の実施

- ・いじめ防止対策の学校の体制の評価として学校評価等を活用します。
- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度等の活用により、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
125	通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内に相談窓口を設置、相談窓口について周知を行います。		相談窓口の周知	・事業の継続実施	学校教育課
126	児童生徒への支援の実施	いじめを受けた児童生徒、またいじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣や設置を行います。	・スクールカウンセラー等活用事業 ・相談体制の充実	各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えた。	・事業の継続実施	学校教育課
127	学校評議員会の設置運営及び学校評価の実施	学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子ども達の健全な成長を図る学校運営のため、学校運営評議会を各小・中・義務教育学校に設置し、信頼される学校づくりの一環として学校の教育活動などの状況を自己評価及び外部評価を行い公表します。	・学校評議員会の開催 ・学校評価の実施	・学校評議員会の開催(1校あたり年2~3回) ・学校評価の実施	・学校評議員会の開催(1校あたり年2~3回)	学校教育課

128	いじめ対策の体制の整備	学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うための組織を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・いじめ問題対策委員会の設置 ・学校いじめ対策組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会の開催 1回 ・いじめ問題対策委員会の開催 2回 ・市いじめ防止対策基本方針の改定を受け、各学校に学校いじめ対策組織を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続実施 	学校教育課
129	いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行う組織です。		平成30年度は再調査依頼が無かったため未実施	依頼があった際にすぐに対応できるように、体制を整えておく。	子育て支援課

6 子育てにやさしい生活環境の整備

(1) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

ニーズ調査で、「子育て支援で効果が高いと考えるものや充実を期待すること」では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が最も高く、また「親子が安心して集まれる場所」への回答も多く、妊産婦や子ども、子育て家庭等が安心して外出できる環境づくりが求められています。

【施策の方向性】

妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え、既存の道路や公共施設等のバリアフリー化の推進を進め、また、外出できる場所や外出した際のおむつ替えの設備や授乳できるような設備の周知や子どもと一緒に外出できるような施設の周知を図り、妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え子どもを健やかに安心して生み育てることが出来る環境づくりを推進します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
130	歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー推進に向けた取り組みを推進します。	・通学路安全プログラムに沿った事業の推進 ・国庫補助、交付金事業による整備推進 ・市単独道路整備事業による整備推進	歩道整備延長 L=2,203m カラー舗装延長 L=4,436m (平成28年度からの実績延長)	歩道のバリアフリー化に向けて事業を推進する。	道路課
131	都市公園の遊具の整備	市内の都市公園の遊具について、計画的に修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えていきます。	那須塩原市公園施設長寿命化計画	那須塩原市公園施設長寿命化計画対象施設472施設のうち、104施設実施済み。	令和元年度から令和6年度の間、30施設の修繕等を実施する。	都市整備課
132	赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽の外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページ等でお知らせします。		56カ所登録	80カ所以上登録	子育て支援課
133	移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースを確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。		6回貸出	周知をし、10回以上貸出を目指す	子育て支援課

(2)子どもたちの安全の確保

【現状と課題】

- ・子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故などから子ども達を守り、子ども達が安心して健やかに育てることが出来る環境づくりのため、教育・保育施設、学校、自治会、自主組織など地域ぐるみでの安全確保が重要となっています。
- ・最近ではインターネット上でのSNSや掲示板によるトラブルや犯罪に子どもたちが巻き込まれることもあり、また安易に危険な情報にアクセスできる環境にあり、こどもの安全確保の面でも憂慮すべき問題となっています。

【施策の方向性】

子どもや保護者に対する防犯教室や交通安全教室を引き続き実施し、また地域での取り組みとして子ども安心の家や自主防犯組織との連携等、地域全体での子ども達を見守っていく環境を構築します。またインターネット等の適正な利用についても啓発を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
134	緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法等、緊急避難場所の利用方法の指導に努めます。	小学校新1年生全員への防犯ブザー配布 ※【防犯ブザーの配布】と一部重複	防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
135	こどもを守る家	こどもが緊急時に駆け込める「こどもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「こどもを守る家」にはステッカーを標示、子ども達へは各学校で登下校指導などで説明します。		設置件数1,489件	設置件数1,600件	生活課 学校教育課 生涯学習課
136	防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、新1年生へ防犯ブザーの配布を行います。	小学校新1年生全員への防犯ブザー配布	防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
137	防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会へ設置費等の助成を行います。		令和元(2019)年度新規事業のため、実績なし。	・設置数 15台 ・維持数 15台	生活課
138	防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会へ設置費等の助成を行います。		・設置数 183基(年間) ・維持数 9,362基	・設置数 200基(年間) ・維持数 10,300基	生活課
139	那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	通学路交通安全対策プログラムを策定し、関係機関と連携し、3年に1回市内全域の通学路の安全点検を実施します。	通学路安全推進会議の開催 対策箇所一覧表の作成及び公表	通学路危険箇所調査の実施 通学路安全推進会議の開催 対策箇所一覧表の作成及び公表	・事業の継続実施	学校教育課

140	自主防犯団体への必要物品購入経費補助	犯罪のない安心・安全なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品や購入費用の一部を助成します。		・補助金交付 9団体(年間) ・平成30年度防犯研修防犯研修 参加者47名	・補助金交付 5団体(年間) ・令和6年度防犯研修 参加者50名	生活課
141	防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。		・防犯教室開催件数 3件(年間) ・参加者 426人	・防犯教室開催件数 5件(年間) ・参加者 500人	生活課
142	交通安全教室の開催	交通安全指導員が小学校、保育園、幼稚園で、交通安全講和、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。		・交通安全教室開催件数 45件(年間) ・参加者 4,046人	・交通安全教室開催件数 50件(年間) ・参加者 4,500人	生活課
143	おさんぽルートの把握・危険個所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険個所の点検を行います。		各施設にて安全なルートを作成し、園より相談があったときは助言等を行う。	各施設にて安全なルートを作成し、園より相談があったときは助言等を行う。	保育課
144	情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け推進します。		再掲	再掲	学校教育課

7 子どもの貧困対策の推進

(1) 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援(生きる力を育む教育の支援)

【現状と課題】

貧困と成績の相関性や、様々な経験・体験による精神面の成長に必要な支援等が推測されますが、詳細は実態調査の分析結果を記載します。

【施策の方向性(案)】

- (1) スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域社会との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとします。
- (2) 高校中退の決断に至る以前に学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを行います。
- (3) 子供の選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を実施します。
- (4) 家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ります。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
145	学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取り組みを推進します。		学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取組等を各学校で実施している。また、「個の学び」に「家庭学習」を連動させるなど、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めている。	引き続き、学力を向上させる取り組みを推進していきます。	学校教育課
146	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行います。		再掲	再掲	学校教育課
147	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。		平成30年度にSSWrが3人に増員されたこともあり、総対応件数は2,800件を越えた。学校現場にもSSWrが浸透し、活用が図られている。(子ども未来プラン)	今後も継続して支援を行っていく。	学校教育課
148	要保護児童放課後応援事業	養育放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、支援の一つとして宿題等の学習支援を行います。	NPO法人に委託し、市内2か所で実施	再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
149	生活困窮者世帯学習支援	学力の確保が出来るように、生活保護、準要保護世帯の中学生を対象に学習支援員による学習の支援を行います(市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保)。	市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保	・参加者57名 ・平成30年度卒業生18名のうち12名進学決定(6名は不明)	・参加者50名以上 ・高校進学率100%	社会福祉課

150	社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進等の取り組みを行います。		再掲	再掲	学校教育課
151	ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を全小・中・義務教育学校に派遣し児童生徒向けのミニコンサートを実施します。		再掲	再掲	生涯学習課
152	小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。		再掲	再掲	生涯学習課
153	中学校オペラ鑑賞教室	地元の市民団体「くろいそオペラをつくる会」を中学校と義務教育学校に派遣し、オペラ鑑賞教室を開催します。		再掲	再掲	生涯学習課
154	保育園芸術家派遣事業	豊かな感性の獲得のため、市内の保育園、認定こども園、幼稚園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講和を行います。		再掲	再掲	保育課
155	就学援助制度	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給し援助を行います。		準要保護者認定人数累計:1,078人(小学校・義務教育学校前期課程:678人、中学校・義務教育学校後期課程:400人) 特別支援教育就学奨励費認定人数:284人(小学校・義務教育学校前期課程212人、中学校・義務教育学校後期課程:72人)	引き続き、援助を行っていきます。	学校教育課
156	奨学金貸付・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成します。	○募集内容 ＜給付(国内)＞ ・給付金額:20万円 ・募集:【国内進学】若干名、【医療系・福祉系・保育系】3名 ＜給付(海外)＞ ・給付金額:20万円 ・募集:若干名 ＜貸与(国内)＞ ・貸与金額:1.8万円、3万円、5万円 ・募集:15名程度 ＜貸与(海外)＞ ・貸与金額:3万円、5万円 ・募集:若干名	○採用決定状況 ＜給付(国内)＞ 【国内進学】 ・応募者数 12名 ・決定者数 5名 【医療系・福祉系・保育系】 ・応募者数 3名 ・決定者数 3名 ＜給付(海外)＞ ・応募者数 0名 ・決定者数 0名 ＜貸与(国内)＞ ・応募者数 29名 ・決定者数 19名 うち大学 11名 うち短期大学等 6名 うち高等学校 2名 ＜貸与(海外)＞ ・応募者数 2名 ・決定者数 1名	○採用目標 ＜給付(国内)＞ 【国内進学】 ・決定者数 3名 【医療系・福祉系・保育系】 ・決定者数 3名 ＜給付(海外)＞ ・決定者数 2名 ＜貸与(国内)＞ ・決定者数 13名 ＜貸与(海外)＞ ・決定者数 2名	教育総務課

(2) 生活の安定に資するための支援(親子の生育環境への支援)

【現状と課題】

【施策の方向性(案)】

- (1) 妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業等の母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期の把握に努め支援を行います。
- (2) 様々な事情を抱える子供たちが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援します。
- (3) 児童養護施設を退所した子供たちが、退学や離職をした場合の相談体制等の整備について検討します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
157	養育支援家庭訪問	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。		再掲	再掲	健康増進課
158	妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費の保険診療の一部負担の費用を助成します。		再掲	再掲	子育て支援課
159	妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行います。	母子健康手帳交付 妊婦健康診査 母親学級 妊娠後期相談 産婦健康診査 産後ケア	再掲	再掲	健康増進課
160	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。また、生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います。	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業	再掲	再掲	健康増進課
161	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	4か月児健康診査 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳児歯科検診 3歳児健康診査	再掲	再掲	健康増進課
162	こども医療費助成	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。		再掲	再掲	子育て支援課

163	ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。		再掲	再掲	子育て支援課
164	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業⑨】	保護者の世帯所得の状況等を勘察し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。		再掲	再掲	保育課
165	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸し付けを行います。	・母子・父子・寡婦福祉資金(栃木県) ・市社会福祉協議会生活福祉資金(市社会福祉協議会) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金	再掲	再掲	子ども・子育て総合センター 社会福祉協議会
166	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	保育園や認定こども園などの教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。		再掲	再掲	保育課
167	放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。		再掲	再掲	保育課
168	児童手当	安定した子育てのため、18歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。		再掲	再掲	子育て支援課
169	児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。		再掲	再掲	子育て支援課
170	住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	・ひとり親家庭への母子・父子・寡婦福祉資金貸付金による住宅資金(住居の建築等の建築に必要な資金)や転宅資金(住居の転居に必要な資金)の貸し付け ・生活困窮者への住宅支援給付金の給付	再掲	再掲	子ども・子育て総合センター 社会福祉課
171	要保護児童放課後応援事業	養育放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、食事等の提供を行い安心して過ごせる居場所づくりを行います。	NPO法人に委託し、市内2か所で実施	再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
172	地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子ども達を学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域の繋がり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。		再掲	再掲	生涯学習課
173	市内で実施している子ども食堂の情報提供	市内で実施している子ども食堂について、市のホームページ等で情報提供を行います。		市内で子ども食堂を実施している4団体についてホームページの掲載を行っている。	引き続き、情報提供を行う。	子育て支援課

(3) 保護者の自立に向けた支援(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

【現状と課題】

【施策の方向性(案)】

- (1)単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適切な労働環境を確保できるよう支援します。
- (2)家計の安定のため、単発の就労支援だけでなく、様々な支援を組み合わせ実施します。
- (3)ひとり親に対し、個々の事情を考慮した就労支援を行います。
- (4)ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための情報提供・相談支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
174	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立相談員を配置し相談業務を行い、相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。		再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
175	母子父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、支援に役立てます。		再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
176	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の自立に繋がる資格や技能を身につけるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。		再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
177	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立に繋がる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。		再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
178	母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。		活用実績なし	施設の活用が必要と認められる方に対し、適切な情報提供・活用を行い、自立を支援する。	子ども・子育て総合センター
179	家事支援事業	生活環境改善が必要と認められた家庭に対し、家事支援を行い支援を行います。		令和元年度からの事業のため実績なし	当事業が必要である家庭を見極め、利用してもらうことで、生活環境の改善を図る。 実施件数40回	子ども・子育て総合センター

(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり

【現状と課題】

【施策の方向性(案)】

- (1)親の妊娠・出産期や子供の乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築を行います。
 (2)子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進を行います。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
180	庁内連携体制の強化	子どもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議等により情報共有を行い施策の展開を図ります。		未実施	既存の組織を活用するなど、年に複数回の会議等を行い、施策を検討する。	子育て支援課
181	子育て支援を行っている団体やNPOとの連携強化	子どもの貧困対策のためには地域の力が必要であることから、取組を行っているNPO等との連携強化を行い、更なる施策の展開に繋がります。		市内のNPOなどの団体の把握に努めている。	市内のNPO等との連携を図れるよう、会議等を行い連携を強化する。	子育て支援課
182	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	早期かつ適正に対応するため、教育委員会内にスクールソーシャルワーカー(SSWr)を配置して相談・支援を行います。		総対応件数 2,800件	今後ともSSWrが保護者、関係機関との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境調整を行うことで支援を図っていく。	学校教育課

8 子どもの権利の保障

(1) 子どもの権利侵害からの救済

【現状と課題】

いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利を侵害するような事案の発生は社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しており、発生した場合には早期に権利救済へ動くことが必要であり、早期発見のための体制づくりや相談体制の充実が今後も必要です。

【施策の方向性】

子どもの権利の侵害が起こった場合に速やかに各機関での相談や支援を実施できるよう体制を構築し、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最善の利益を確保します。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
183	子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。		委員3名に委嘱済み 救済の訴え:なし	救済の訴えがあった場合に速やかに運営できるよう救済委員会の体制を引き続き構築していく。	子育て支援課
184	児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、スーパーバイザーを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども家庭総合支援事業	再掲	再掲	子ども・子育て総合センター
185	いじめに対する通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内及び児童生徒サポートセンター内に相談窓口を設置し、また相談窓口について周知を行います。		再掲	再掲	学校教育課
186	学校での児童への相談支援の実施	いじめを受けた児童、またいじめを行って児童への支援としてスクールカウンセラーの派遣や設置を行い、相談支援を行います。		再掲	再掲	学校教育課

(2) 子どもの権利に関する啓発活動

【現状と課題】

平成26年度に「児童の権利に関する条約」を国が批准し、平成26年度には当市で子どもの権利条例を定めました。またその後、平成29年度には児童福祉法が改正され第1条で児童の権利保障について謳われています。こうした児童の権利への認知度の向上により、いじめや虐待、体罰など、子どもの権利を侵害するような事案への相談は市民へ浸透してきたものの、子どもの最善の利益という理念への理解のため、更なる周知が必要です。

【施策の方向性】

どのようなことが子どもの権利の侵害に繋がるのかを子どもを育てる関係者へ周知し、子どもの権利についての更なる理解を深めるため、様々な機会を利用して子どもの権利条例の周知を図ります。

【具体的事業】

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業(複数記載可 左の事業・取組名と同じ場合は省略)	現状値(平成30年度末)	最終年度(令和6年度)目標	担当課
187	制度の周知	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。		本庁、西那須野庁舎、塩原庁舎、箒根出張所でパンフレット配布	周知先の拡大(公民館、学校など)	子育て支援課
188	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招き講演会を開催します。		未実施	年1回実施を目指す	子育て支援課
189	子どもの権利に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> 子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。 		<ul style="list-style-type: none"> 県の各種人権教育研修に人権教育担当者を中心として参加し、人権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図った。 黒磯小学校が文科省と県の指定を受けて研究を進め、市内を始め、他地区の教員も多く参加し、人権教育の学校での実践について理解を深めた。 	事業の継続実施	子育て支援課 学校教育課